

# 一般社団法人測位航法学 不正防止規則

## 第一章 総（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人測位航法学会（以下、本学会という）における公的経費の不正使用防止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公的経費）

第2条 この規則において、公的経費とは、本学会の構成員が本学会において執行するすべての経費をいう。

（研究者等の責務）

第3条 公的経費により研究活動を行う者（以下「研究者」という。）及び事務処理を行う者（以下「事務職員」という。）は、研究者の提案により採択された研究課題であっても、執行する経費が公的資金であり、適切に経費を執行しなければならない。

2 研究者及び事務職員は、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金により研究又は事務を行う場合、その金の配分機関や本学会の規定及び関係法令等を遵守するとともに、不正行為を行ってはならない。

## 第二章 公的経費の管理体制

（公的経費の管理体制）

第4条 公的経費の管理を適正に行うために、下記の者を定め、これを適切な方法で公表する。

(1) 最高管理責任者

本学会全体を統括し、公的経費の管理について最終責任を負う者として、会長を充てる。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的経費の管理について学会全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、総務担当理事長を充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者

公的経費の管理について実質的な責任と権限を持つ者として、会長が理事より任命する。

なお、コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、本学会の構成員の中からコンプライアンス推進副責任者を指名することができる。

2 前項に定めた各責任者の職務は下記のとおりである。

(1) 最高管理責任者

統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的経費の管理が行えるようにして、別途定める不正防止計画の進捗管理に努める。

(2) 統括管理責任者

不正防止計画の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

最高管理責任者の指示により、下記の業務を行う。

- ① 不正防止を図るため、公的経費の管理に関わる本学会の全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること
- ② 本学会の構成員の公的経費の管理・執行状況を調査し、必要に応じて改善を指導すること。

(コンプライアンス委員会)

第5条 本学会内にコンプライアンス委員会を置く。

2 コンプライアンス委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 公的経費不正防止に関する規定の策定に関すること。
- (3) 公的経費不正防止に関する調査研究に関すること。
- (4) 公的経費不正防止に関する基本方針等の公表に関すること。
- (5) 公的経費不正使用等に関する学会内外からの通報に関すること。
- (6) その他、公的経費不正防止に関すること。

3 コンプライアンス委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員により組織するものとする。

4 委員長及び副委員長には、会長が指名する理事を充てる。

5 委員には、理事、事務局から会長が指名する者を充てる。

6 前項の委員に、弁護士等の学外の有識者を委嘱することができるものとする。  
ただし、本学と直接の利害関係を有する者は 除く。

### 第3章 公的経費の適正な執行・管理

(事務処理方法)

第6条 公的経費の事務処理は、すべての関係規程に基づき行わなければならない。

(予算の適正管理)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、予算執行が適切に行われているかを確認し、

研究計画遂行に問題があるときは、改善策を講じさせるものとする。

2 予算執行及び事務処理を行うものと連携して、物品等の発注及び予算執行の状況を把握するものとする。

3 総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、下記の事項に滞なく対応しなければならない。

(1) 研究者と関係業者の癒着を防止するための対策を講じる。

(2) 発注・検収については、原則として事務局が行うものとする。

(3) 非常勤職員の勤務状況等の確認体制を整える。

(4) 研究者の出張計画の実施状況等の確認体制を整える。

(相談窓口)

第8条 会長は、公的経費に関する相談窓口を理事会内に設けるものとする。

#### 第4章 不正使用に係る通報等の制度

(通報窓口等)

第9条 本学会における公的経費の不正使用等に係る通報窓口を理事会内に置き、総務担当理事が対応する。

(不正使用に係る調査)

第10条 公的経費の不正使用等に関する通報があった場合、総務担当理事は、必要な調査を行うものとする。

2 総務担当理事は、調査の結果として不正使用を認定した場合、コンプライアンス委員会に報告するものとする。

#### 第5章 公的経費の監査

(公的経費の監査)

第11条 会長は、本学会における公的経費の適正な執行を確保するため、内部監査規定に基づき、内部監査の実施を指示する。

#### 第6章 その他

(不正な取引を行った業者の処分)

第12条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずるものとする。